

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成23年3月及び4月サービス提供分に係る
介護職員処遇改善交付金の支払等の取扱いについて

平成23年3月及び4月サービス提供分に係る介護職員処遇改善交付金（以下、「処遇改善交付金」という。）の支払等の事務については、下記のとおり取扱うこととするので、各都道府県におかれては、本取扱いについて貴管内市町村、介護サービス事業所等に周知いただくことにつき、特段の配慮をお願いする。

記

1 介護報酬等を概算請求した場合に係る処遇改善交付金の支払について

「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（平成23年4月5日付介護保険計画課ほか事務連絡）」2（2）、及び「東日本大震災に介護報酬等の請求等の取扱いについて（4月サービス提供分）（平成23年4月22日付介護保険計画課ほか事務連絡）」2（2）により、介護報酬等を概算請求した介護サービス事業所等のサービス提供分に係る処遇改善交付金については、平成22年11月サービス提供から平成23年1月サービス提供までに係る介護サービス事業所等に対する処遇改善交付金の支払実績により（当該介護サービス事業所等について特別な事情がある場合には、別途介護サービス事業所等と調整する。）、下記（1）及び（2）により算出し、合計額を支払うこととする。

（1）平成23年3月サービス提供分に係る処遇改善交付金の算出方法

① 平成23年3月11日以前の介護サービス提供分

平成22年11月～平成23年1月
処遇改善交付金支払額

_____ × 11
92

② 平成23年3月12日以降のサービス提供分

平成22年11月～平成23年1月
処遇改善交付金支払額

_____ × 20
92

（2）平成23年4月サービス提供分に係る処遇改善交付金の算出方法

平成22年11月～平成23年1月
処遇改善交付金支払額

_____ × 30
92

2 紙請求により介護報酬等を請求した場合の処遇改善交付金の支払について

「東日本大震災に関する介護報酬等の請求等の取扱いについて（平成23年4月5日付介護保険計画課ほか事務連絡）」3（3）により、3月サービス提供分の介護報酬等の請求を紙請求により行った場合の処遇改善交付金については、交付額算定に係る作業量等を考慮すると5月中の支払は困難であるが、可能な限り早期に介護サービス事業所等に支払うよう努めることとし、遅くとも6月末日までには支払うこととする。ただし、この取扱いは当該月分限りとし、4月サービス提供分以降の処遇改善交付金については、通常通りサービス提供月の2ヶ月後（審査月翌月）に支払うこととする。

なお、平成23年3月サービス提供分に係る介護報酬及び伝送請求した分の処遇改善交付金については、5月に支払われることを念のため申し添える。